

第2回 泉佐野市総合教育会議 議事録

1. 日 時 平成30年11月14日（水）午後2時00分

2. 場 所 泉佐野市役所5階 第一会議室

3. 出席者

構 成 員	市 長	千代松 大耕
	教育長	奥 真弥
	委 員	北浦 秀樹
	委 員	南 一早枝
	委 員	畑谷 扶美
	委 員	山下 潤一郎
	委 員	中村 スザンナ
	委 員	赤坂 敏明

事務局及び関係職員

教育部長	溝口 治
施設担当理事	福島 敏
教育総務課長	樫葉 浩司
教育総務課教職員担当参事	十河 統治
学校教育課長	木ノ元 直子
学校教育課学校指導担当参事	和田 哲弥
学校教育課人権教育担当参事	古谷 秋雄
スポーツ推進担当理事	谷口 洋子
スポーツ推進課長	山路 功三
市長公室長	上野 正一
政策推進課長	福井 丈司
危機管理監	木内 利昭
自治振興課参事	樫葉 康文
教育総務課課長代理（兼）係長	田倉 元

4. 議 題

(1) 防災教育について

(2) その他

・佐野中学校プール利用状況について

5. 議事の経過

(午後2時00分開会)

榎葉教育総務課長

定刻となりましたので、平成30年度第2回泉佐野市総合教育会議を始めさせていただきます。

それでは、開会にあたりまして、千代松市長からご挨拶の方お願いいたします。

千代松市長

皆様、こんにちは。泉佐野市長の千代松でございます。

平成30年度第2回泉佐野市総合教育会議の開催にあたりまして、一言ご挨拶申し上げます。

本日は、教育委員会の皆様方におかれましては、ご多忙のなか、本会議にご出席いただき、誠にありがとうございます。また、平素から泉佐野市の教育行政の充実及び発展のためにご尽力を賜り、心から感謝申し上げます。

さて、本会議は、皆様ご承知の通り、教育委員会と首長が地域の教育の課題やあるべき姿を共有して、より一層民意を反映した教育行政の推進を図ることを目的としたものでございます。

本日の協議事項は、ご案内のとおり、「防災教育について」となっております。

防災教育は、様々な危険から児童・生徒等の安全を確保するために行われる安全教育の一つで、子供たちが災害についての正しい知識と適確な判断力を身に付け、地域の特性に応じて適切に行動できるようにすることをねらいに、学校における教育活動全体を通じて、様々な体験学習や訓練が行われております。

泉州地域は、これまで比較的自然災害の少ない所だと言われてきましたが、9月4日、台風21号が非常に強い勢力を保ったまま、四国・近畿地方を直撃し、泉佐野市においても、これまでに経験をしたことがない程の甚大な被害がもたらされ、自然災害は決して他人事ではないと痛感させられたところでございます。

自然災害は、私たちの日常の生活と隣合せにあり、決して避けて通ることはできません。それ故、如何にその被害を最小限にとどめるかが課題であります。そのためには、住民一人一人の防災意識の醸成を図ることが大変重要であり、未来の社会を担う子供たちに対する防災教育は、その礎となるものでございます。

今回の会議では、教育委員会の皆様と各学校における防災教育における現状と課題を共有し、今後どのような取り組みが必要となるかを議論いただき、今後の施策の展開につなげて参りたいと考えております。また、併せて、災害時に避難所としての役割を担います学校施設につきまして、

先般の台風襲来時に明らかになりました課題等を振り返らせて頂きたいと考えております。

どうか教育委員会の皆様方におかれましては、忌憚のないご意見を賜わりたく存じますので、どうぞよろしくお願い申し上げます。

檜葉教育総務課長

ありがとうございました。

それでは、協議事項に入らせていただきます。

次第に従いまして、「1.防災教育について」でございますが、先ず、先般の台風21号・24号襲来時におけます災害の対応状況、また、台風襲来に伴う、避難所開設時を振り返る形で、学校施設における避難所運営につきまして、木内危機管理室危機管理監より説明をお願いいたします。

木内危機管理監

危機管理監の木内でございます。よろしくお願いします。

それでは、私の方から、台風21号と24号の災害対応についてと、避難所になりました各施設の課題と現状について、ご説明したいと思いますので、よろしくお願いいたします。資料につきましては、資料1をご覧ください。

今回の台風21号では、市内全域で家屋の屋根が被害を受けたり、カーポートが飛んだり、電柱を薙ぎ倒したり、倒木であったりと、大きな被害が出ております。2ページを見ていただきますと、今回の暴風による被害が大きかった訳ですけれども、どれぐらいの風が吹いたのかということで、最大瞬間風速を書いております。関空や泉佐野消防署で50メートルを超える風が吹いたということで、この風によって今回大きな被害をもたらしたところでございます。

次は、3ページを見ていただきますと、災害対応経過を記載しております。今回の台風につきましては、当初から、大きな台風であるということで警戒を強めて、前日から災害対策本部の体制をとっておりました。台風接近に伴いまして、市内にある全ての避難所を開設し、高潮に対する避難勧告を出して、対応してきたところでございます。正午を回った辺りから、暴風が強くなり、市民さんから「シャッターが飛びそうや。」、「看板が飛びそうや。」というようなお電話がありましたので、対応しておりましたが、そうこうしているうちに、停電ということになりました。市役所も停電という中でございましたけれども、その停電の問合せ等、それから、倒木等で通行止めというような所もありましたので、当日は、そういう対応をして参りました。

次の4ページをご覧ください。台風が過ぎ去りますと、被災した方にブルーシートを配布させていただいたり、罹災証明を受け付けたり、それから、今回の災害でいろんなものが飛ばされましたので、その災害瓦礫の対応ということを中心ずっと対応をしてまいりました。

5ページを見ていただきますと、停電の内容が書いてございますけれども、今回、市域の大体70%ぐらい、家屋数でいくと、31,000軒ぐらいが停電したような状況でして、長い所であれば、一週間ぐらい停電が続いたという状況でございました。そこにあります写真のように、市内各所で電柱がボキボキと折られている状況でございました。

次のページをご覧ください。今回、停電が長引いたということで、停電に伴って断水した団地や高層住宅についての給水活動を行いました。それから、下の「5.被害状況」を見ていただきますと、

そこにも大きな木が倒れている写真がございます。中央小学校でも、このような大きな木が倒れる被害がございました。

7ページを見ていただきますと、「7.避難所開設状況」に書いておりますが、市内全部の避難所32カ所を開設し、そこに141人の方が避難されました。その32カ所の内16カ所は停電していたという状況で、停電を伴った被害になったというところがございます。

次の8ページを見ていただきますと、災害廃棄物の状況ということで、今回暴風の中でいろんな物が飛ばされて、災害瓦礫の処理を行いました。たくさんの瓦礫が出されましたので、業者による収集と市の職員も出まして、災害瓦礫を集めさせていただきました。

今の状況としましては、罹災証明の受付はほぼ終了しましたけれども、家屋の被害を受けた方への支援金制度等を設けまして、その支援というのがこれからの作業になってくるところでございます。

続きまして、資料1-1をご覧ください。これにつきましては、台風21号に引き続き、9月30日、台風24号が同規模で泉佐野市に接近するというなかで対応した内容になってございます。

今回、この台風24号での大きな被害はなかったのですが、その災害対応の中で、台風24号でも全ての避難所を開設しました。裏面の表に、その時に避難された方の人数を避難所ごとに書いてございます。最上段に開設時間を書いていますが、19時現在を見ていただきますと、合計で792人の方が避難所に避難されたということになってございます。日根野中学校と長南中学校につきましては、避難者はいませんでしたが、学校施設18校ある中で、ほぼ各学校に避難者が来たという状況でございます。また、生涯学習センターにつきましては、100人を超える避難者が来たという状況でございました。

台風21号と24号を受けまして、災害対策本部会議をずっと重ねてきましたけれども、その中で、特に避難所につきましては、避難所に駆け付けた職員からの聞き取りや、部長級が確認した内容を通じて、課題を出しております。それについて、今からご説明させていただきますけれども、今回避難所に792名も来られるという状況で、いろんな課題というものがわかったところがございます。

まず、最初に挙げられたのが、ペット、高齢者、妊婦、乳幼児、障害者、外国人の対応が難しいということでした。今回、避難所にペットを連れて来られた方への対応として、学校毎に、一般の避難者がいるところとは別に、ペットを置くスペースを作ってくださいという指示をしたのですが、なかなか各現場の対応が難しかったという状況でした。又、乳幼児、産まれて間もない子が避難してきた所もありましたので、そういう対応に各避難所で苦慮されたということです。

あと、第二小学校では、81歳の女性の方が、気分が悪くなって救急搬送されたり、第三小学校では、96歳の女性が食事を摂った後に嘔吐をもよおして救急搬送されたりという状況がございました。又、日新小学校では、天井の石膏ボードが落ち、避難者が怪我をされたという事故もございました。

避難された方からは、「体育館に避難したのだが、その時に情報が全く無く、今どういう状況なのか分らなかった。テレビ等があれば、状況が分かるのだけれども。」というお声もございました。また、生活環境的なところとしまして、今回、21号は9月4日でしたけれども、少し暑かったという中で、「空調があればよかったのに。」とか、「停電に対して発電機は必要じゃないかな。」といったご意見がございました。今、避難所に防災倉庫を設けて、発電機等の整備もしておりますが、ガソリンの管理であったり、日々の点検が必要であったりという中では、これからの運用について検

討していかなければいけないというところがございます。それから、今皆さん、スマホでの情報というのは大事でございますので、「スマホの充電する場所が欲しかった。」という意見もございました。

体育館にトイレの無いような施設では、「トイレが遠く不便である。」とか、「トイレが汚れていた。」とか、「オムツを入れるところぐらいは欲しかったのではないか。」というような意見も出されておりました。市としましては、携帯トイレを各避難所に 1,000 個ずつぐらい、合計 32,000 個ぐらい購入しまして、トイレの対応をこれからもう少し強化しようというようなことも考えているところがございます。

「高齢者が寝転がれるマットが欲しかった。」という声もございました。体育館の体育マットとか、武道場とかであれば下がやわらかいのですが、それ以外の所では床が硬いため、もう少しそういう休める所があればということでした。

あと、アルファ化米を配ったのですがけれども、温かいお湯が作れなくて、水で食べた方の中には、「電気ポットが欲しかった。」というところもございました。これにつきましては、今、防災倉庫を整備する中で、炊き出し窯やカセットコンロを順次配備するようなことを考えてございます。

その他、「蚊が多かったので、殺虫剤があったら良かったのに。」という意見も出されております。

今回の台風で、様々な避難所での課題が見つかった訳でございますけれども、避難所指定している学校施設につきましては、学校施設であるとともに、災害時には地域の防災拠点ということになりますので、教育委員会の皆様と市が連携して、災害時には防災拠点としての運営をしていくというところでご協力をいただきたいというのが私どもの願いでございます。

私の方からは以上でございます。

檜葉教育総務課長

ありがとうございます。

ただいまの説明の中で学校施設についての課題がいくつかございましたが、現時点で、教育委員会の方で既に対応あるいは検討している事項につきまして、福島施設担当理事より説明をお願いいたします。

福島施設担当理事

ただ今の説明を踏まえまして、私の方から報告をさせていただきます。

避難所では情報が無かったということで、テレビ設置の要望がございましたが、今年度中に各小中学校の体育館にテレビを設置するということで、今段取りをしているところがございます。

次に、夏場の避難につきましては体育館等はかなり暑くなり、冬場につきましても底冷えするということもありますし、小中学校の体育の授業に際しても、かなり夏場は苦しいというようなところもありますので、体育館にエアコンを設置する方向で準備を進めております。平成 30 年 10 月 15 日に、国の方で今年度の一次補正予算案が閣議決定され、「児童生徒等の熱中症対策としての空調設置」という特例交付金の制度が創設されました。これを受けての対応ということで、今、小中学校の体育館への空調設置ということでエントリーさせていただいております。基本的には、普通教室ということですが、体育の授業にとりまして、体育館への空調設置というのが非常

に大事なことであるというような観点から、取り組んでいきたいと考えております。その他にも、「緊急防災事業債」というものがございまして、避難所となる体育館への空調ということで、こちらの方も手厚い補助がいただけるという制度でございまして、そちらも利用しまして、児童生徒のための教育環境の向上と併せて、避難者の方が快適に避難していただけるよう、空調設備の設置を検討しているところでございます。

檜葉教育総務課長

ありがとうございます。

もう1名、説明の方を続けさせていただきます。

「市内小中学校における防災教育に係る取組み状況」と「非常変災時の臨時休業等の取扱について」を学校教育課、古谷人権教育担当参事から説明の方お願い致します。

古谷学校教育課人権教育担当参事

学校教育課、古谷でございます。私の方からは、学校現場における防災に関わる現状と課題についてお話をさせていただきます。

本年、6月に起こりました大阪府北部を震源とする地震や9月に襲来しました台風21号は、府内において多大な被害をもたらしました。特に、台風21号では、本市におきましても大きな被害がもたらされています。これまでも、地震や台風がありましたけれども、ここ泉南地区においては、大きな被害も無くしております。そのため、無意識のうちに傍観的側面が強くなり、災害に対する心構えなどの備えが十分でなかったと言わざるを得ない状況があります。

しかし、今回の台風21号による甚大な被害を受け、まさに被災の当事者としての自覚を促されたといっても過言ではないと考えております。

また、本市においては、現在、第5次総合計画策定作業を全市的に行っております。その際の市民アンケートの結果からも安心・安全な町づくりについて高い関心を持たれていること、とりわけ子供たちの安心・安全な教育環境に対しての強い要望がありました。

そこで、今回のことを重く受け止めるとともに、今後発生が予想される大災害に備え、命を守るべく、改めて防災計画の見直しを行う必要があると考え、作業を進めて参りました。資料2でお示ししましたように、現在、素案と書かせていただいているのですけれども、「非常変災時の臨時休業等の取扱いについて（素案）」として、非常変災時の対応について、現在、作成しております。これまでのものとの違いにつきましては、資料の2ページ目、3ページ目にございますけれども、地震の際、津波警報が発令された時の行動や、3ページ目にあります子供たちが登下校中の地震発生時の行動というような辺りを新たに示す予定でございます。

この資料につきましては、12月の校園長会で各校長先生方にお示しさせていただき、意見集約を行ったうえで、正式に提示を行なっていきます。各小中学校におきましては、教育委員会より提示する資料を基に、学校の一時的側面や規模など各校それぞれの状況を踏まえていただき、その状況に合せた防災計画の作成を行い、4月に施行する予定としております。

また、作成した防災計画が実行性を伴い良好なものとなるように、防災力の向上を目指し、防災、減災の観点から、教育活動を見直す必要があるとも考えております。

防災力の向上は、災害大国日本に暮らす人々にとって、欠くことのできないものであり、自然災害に対する深い理解やそれに基づく防災力、対応能力の育成を図るため、防災教育に期待される役割は、極めて大きいものであると言えます。そのため、防災教育計画の作成にあたりましては、資料３にありますように、今回被災したことを一つの教訓とすることであつたり、防災教育の考え方であつたり、基本方針等を各校に提示しまして、防災教育計画の作成をして参りたいと考えております。

現在、各学校においては、さまざまな危機・災害から身を守り、安全を確保するために「安全教育」が実施されております。今回、その安全教育の一環として、児童生徒等の防災に関する学習や指導を「防災教育」としてあらためて捉え、防災について適切な能力の基礎を養い、「生きる力」を育む教育として推進していく予定です。

現在、各学校において具体的に取り組まれている防災教育に係る取組み等をまとめさせていただいたものが資料４になります。

各学校におきましては、子供たちが自然災害の恐ろしさを知るとともに、自分の身の安全を確保するために、どのように行動をすべきなのか等について学習を進めているところでございます。そのように進めている取組みを、今後、教職員が防災や減災の観点をより意識しながら、計画・実践していくことで、充実した取組みへと変わっていくものであると考えています。

また、生涯に渡り、災害に適切に対応できる能力を育成していくためには、学校と家庭・地域の連携は重要であります。学校で、指導している内容を家庭・地域に発信するなど、連携を密にして取組みを推進する必要もございます。その際、子どもの心身の成長、発達をふまえ、教科・領域等、学校教育活動全体で計画的、組織的に進めていくことができるように作業を進めているところでございます。

そして、新年度には、防災教育としてそれぞれの学校の特色を活かした全体計画や年間指導計画を作成し、取組みを進めて参りたいと考えております。

私からの説明は以上になります。

桧葉教育総務課長

ありがとうございました。

それでは、これまでの説明を受けまして、ご意見・ご質問等ございましたら、よろしく願ひいたします。

中村委員

6月に大阪北部で起こった地震の際、小学校とか中学校で長期的に避難されているといった状況は無かったのでしょうか。また、今後取り組んでいかなければならないということで、避難所の運営方法とか、その間の学校の運営とか、こういった対応をされていたかというような情報は入手されているのでしょうか。

溝口教育部長

これまで、日本各地で大きな災害が起きました。直近では北部地震、過去には、東日本大震災、

阪神淡路大震災などがございました。

今、委員おっしゃったように、今回の風水害みたいな短期ではなく、長期的に学校の体育館や校舎が避難所として開設された場合、基本的には授業が行えないということになります。そのような状況の中、これまでの被災地では、どういう取組みがなされていたのか、又、如何に、避難所を縮小あるいは閉鎖し、授業を再開させたのかというようなことも含めて、どう対応していたのかというような資料を、実は大船渡市さん等から頂いております。その資料には、教職員がどういう役割を果たしてきたのかということをはじめ、切実な体験談がつぶさに載っております。

私どもが、今後、一番心配をしているのは、やはり、南海トラフの地震、大きな地震ということですので、津波の対応であるとか、実際に学校が長期間休校となった時に、どうしていくのかとか、そういったところは、過去に被災されたところの資料を集め、その経験を踏まえさせていただいて、今後の泉佐野市での防災教育に反映していきたいというふうに考えております。

畑谷委員

資料４の市内小中学校、防災教育に係る取組み状況の中で、どこも皆、「地域の人と一緒に」と書かれています。

先日、小中学校での避難訓練の状況を教えていただき、学校での避難訓練は出来ているのかなと思いますが、もう少し学校と地域が一緒に出来る防災訓練があれば良いのと思います。

今月初めに市全体で行う防災訓練がありましたが、その時に地域から出てくるのは、大人の方がほとんどで、休みの日に実施しているにも関わらず、子どもさん方の参加がすごく少ないなと感じました。家にいる時に災害があった場合、家族の人とどこへ逃げたらいいかということをお子供たちに教える機会がもう少しあればいいなと思います。なかなか難しいこととは思いますが、何かそういう良い取組みの方法はないものかなと思ったのですが。

木ノ元学校教育課長

畑谷委員がおっしゃるとおり、現在、教育現場の方では、そのことが課題となっています。

そこで、できましたら来年度ですが、各小中学校の方で、自宅また登下校中に災害が起こった時に、自分の命は自分で守るというようなサバイバル知識を学習出来る、保護者とともに親子体験出来るような形の授業を行なう計画を考えております。その時には、吉田先生と言いまして、仙台で被災され、学校施設での避難所運営に携われた経験をお持ちで、一年程前に泉佐野市でも講師をしていただいたこともあるのですが、その方から生の知識を児童生徒に学ばせていただきたいと思います。いまして、今計画を進めているところです。

併せまして、全市的に行っております防災訓練につきましても、小中学校の方に、出来る限り参加を呼び掛けるよう、指導を徹底していきたいと思っております。

檜葉教育総務課長

小学４年生はジュニア防災検定という取組みをしておりまして、その課題のひとつで、こどもたちが家に帰って、被災時に家族がどこに集まるだとか、家の中で取り決めていることを聞いてくるという宿題があります。親の方にもそういった意識をもってもらうという意味で、親への啓発にも

繋がるのではないかと思います。

奥教育長

先程の件ですけれども、もちろん学校から発信することは重要だと思うのですが、自助・共助という観点で言えば、各地域で、自主防災組織も災害に備えてということでもありますように、お互いに助け合っということが、災害時には大事になってくると思います。そういう意味において、学校からの発信はもとより、もっと、地域の町会の中の組織、子ども会が減少しているという状況ではありますが、町会の中の組織を利用し、地域の子供たち、青年たちにどんどん参加するように、是非とも呼びかけていただきたいと思います。又、そんな呼びかけをしてもらえるように、いろんな連携の中で進めていかなければいけないと思っています。

赤坂委員

教育長のお話の続きになるのかどうか分かりませんが、地域の防災の備え等、例えば、町会の中で、「緊急時にはこういう対応をして、避難所に行ってくださいよ。」という呼びかけなどと、学校で子供たちが受ける防災教育の内容と、この二つが緊急時に家庭が判断する際に一緒にならないといけない訳ですね。「僕はこう言われているのに、おかあちゃんは町からこう言われているから。」など、ずれがあってはいけないと思います。一瞬の判断で、命が亡くなるか、生きるかが左右される場合がありますので、二つが合致するように、学校と地域の連携は深めていかなければならないと思います。

それから、地域・家庭の防災のみならず、色々な教育に対する取組みもですが、昔に比べて地域・家庭の教育力の低下といったら怒られますけど、少し学校に頼った形になっていると思います。家庭にその役割をお返しするには、やはり学校側が、家庭でそういう教育をしていただくための仕掛けというか、家庭での教育に持って行くための取組みをしていかないと難しいと思います。

地域も一緒です。今、地域では、町会もそうですし、子供会、中学の育成会も組織力が低下していますので、どうしたら子どもを守れるのかということを町会の中で組立てることが出来ない状況です。やはり、こちらから発信して、今学校に持たされている、そういう地域の重要性を少しお返しして、地域を充実させていかないといけないと思います。そうしないと、やはり、いざという時に、ずれが生じると思います。その点、なかなか私もそう言いながら、分からないところがいっぱいなのですが。

それと、先程の体育館の空調等の整備の話ですけれども、基本的には、先ず、教育的な見地から空調の設置が必要だということで検討し、且つ災害時の避難所であるという点を含めた形で、空調を取り付けるかどうかを判断するのが筋だと思います。「災害で、避難所で使用して暑かったから、空調点けてよ。」から始まるのではなく、逆ではないかと思います。学校の体育館なり講堂に空調を設置するにあたっては、先ず、教育的見地を第一に考えた取組みから始めていただきたいと思います。

上野市長公室長

今、赤坂委員のおっしゃられました、体育館の空調ですけれども、今回、国の方で創設されまし

た「ブロック塀・冷房設備対応臨時特例交付金制度」を活用する予定ですが、制度の趣旨としましては、大阪府北部地震で安全性が問題となったブロック塀について、倒壊の危険性のあるブロック塀を整備するとともに、災害ともいえる今年の猛暑を受け児童生徒等の健康被害を及ぼさないよう、熱中症対策として各学級に冷房設備を設置するということでございますので、国の方でも、委員さんおっしゃっていただいたような趣旨で冷房をとということでございます。

ただし、緊急防災・減災事業債の方は、避難所に関係して施設整備を進めるということでの起債になりますので、それは、そういう趣旨で、また制度が違うということでご理解いただければと思います。

赤坂委員

それは、国から助成をいただける制度をうまく使うという、手段としてはいいのですが、趣旨的には、教育的見地から、熱中対策もあるから空調が必要だという建前だけは崩さないで欲しいということです。

木ノ元学校教育課長

学校現場の方のご説明させていただきましたら、第1回の総合教育会議で、市長がおっしゃられていたように、今年の暑さは、学校の授業を行う上でも、運動会の準備を行う上でも、かなりぎりぎりのところでした、その事につきましては、国から大阪府を通じて通達が入ってきたところでございます。

先程、非常時におけるマニュアルの作成ということで、資料2をご提示させていただいたところですが、それに付け加えまして、熱中症対策につきましても、来年度、マニュアルを設けたいと思っております。そちらの指針につきましては、本日、追加資料ということで、お示しさせていただきます。

表面は7月20日付けで、各学校宛に発信をさせていただきました「熱中症事故の防止について」という通知文でございます。その指示の内容が裏面でございます「暑さ指針を用いた指針」で、上段が「運動に関する指針」ということで、気温が35度以上であれば、運動は原則禁止、これは屋内、屋外を問わずというような内容です。下段は「日常生活に関する指針」となります。学校現場におきましては、これらの指針に基づき、日々、温度管理や児童生徒の健康管理に、本当に留意したところでございます。

このようななか、今回、体育館に空調を設置していただける動きがあるということは、学校現場といたしましても、やはり子供たちの健康、学校保健の健康面においても、かなり意義深いものとして、本当に有難いと感じているところでございます。

南委員

私が防災教育と聞いて何を思い出すかと言いますと、去年、少年消防クラブと相馬市の方と一緒にに行かせてもらった被災地訪問です。その時に、被災された方の体験談を生で聞くことができ、すごく感動しました。私たちは子ども30人と引率者が数名でしたけれども、もっといろんな人に聞いてほしいなと思いました。それが、今、その方を呼んで話を聞いてもらえるということを知って、

すごく嬉しく思っています。

訪問した時に、遊びを通じながら、ゲームのような感覚で、「いざという時に、この時間が大切なのだ。」とか「今集まっている皆で知恵を出し合って、乗り越えていかないと。」というような感じで、子供たちに教えていただきました。特に「この守れる命を守ろうと思うことで、皆、生き延びるということを考えるのだ。」という言葉が心に残りました。

そういったことは、本当に体験者でないと分からないと思うので、是非多くの人に聞いてほしいと思いました。

木ノ元学校教育課長

ありがとうございます。

今回の台風21号の被害を見て、子供たちも子供たちなりに避難所の運営を考えることができたと思っています。今、全国的な流れとしまして、自分の命は自分で守るだけではなくて、今回のように昼間に災害が起こった時に、働いている大人たちは会社に行っていますので、子供たちが自分たちの力で学校の避難所を立ち上げるというような訓練も行っているようです。

今回予定しております吉田先生は、そういった訓練もされているようですので、予算面も含め叶うことならば、是非そういうものも内容に入れていただくことができればと考えております。

泉佐野市で次の災害が起こった時には、中学生が主流になるのですが、子供たちが物資を搬送するなどの手伝いができるようになり、自分たちも地域のために出来ることのあるのだという事を知ってもらえるような防災教育になればいいなという思いで計画をしているところでございます。

檜葉教育総務課長

他、ございませんでしょうか。

よろしいでしょうか。

それでは、先に進めさせていただきます。

続きまして、「2. その他」ということで、次第にございます本年度オープンいたしました「佐野中学校プールの利用状況について」、先ず、学校水泳における利用状況を学校教育課和田学校指導参事より説明をお願いいたします。

和田学校教育課学校指導担当参事

学校教育課和田でございます。

よろしく申し上げます。

先ず、資料に訂正がございます。「2. 平成31年度にむけて」において、プール完成予定校ということで、既に完成している佐野中学校を含めた5校を記載していますが、日根野プールが抜けております。日根野プールも次年度完成予定ということで申し上げます。

それでは、私から、今年度の学校水泳における佐野中学校プール使用状況についてお話をさせていただきます。

資料をご覧ください。今年度は、佐野中学校1年生が7時間、第二小学校の6年生が4時間、佐野中学校プールにおいて学校水泳を実施しております。

佐野中学校の実施内容、詳細につきましては、記載のとおりでございます。当初は1年生で2時間授業を3回の計6時間で計画をしておりましたが、地震、雨天により3日間中止となったため、学年合同の3時間授業を2回実施し、計7時間となっております。

次年度に向けましては、プール完成予定校は小中学校共に、指導時間の目安を各学年10時間とし、学習指導要領に則り、小学校全学年と中学校1、2年生で実施、中学校3年生は選択履修となります。

また、天候不良等に備え、予備日を設けての計画的な時数確保を考えております。今年度内での指導予定表・指導計画表・指導体制表の作成に向けまして、現在調整を進めております。その他の学校につきましても、健康増進センター等の使用がしやすくなる状況が生まれるため、これまで以上の時間数を確保するよう計画、調整を進めております。

学校プールの設置につきましては、長年、学校、保護者、地域の各々で要望させていただいておりました。全ての子供たちの泳力を高めることができるよう取り組んで参りますので、引き続きご理解いただきますようよろしくお願いいたします。

桧葉教育総務課長

有難うございました。

続きまして、一般開放時における利用状況につきまして、スポーツ推進課 山路課長より説明をお願い致します。

山路スポーツ推進課長

資料6をご覧ください。

佐野中学校プールの一般開放時の利用人数ということで、大人、こども別に一般使用、専用使用という項目がございます。上の一般使用が一般開放の数字になっております。

一般開放は、佐野中学校の敷地内にある学校プールということで、夏休み期間中のみ指定管理者による管理運営ということで行っております。今年度につきましては、7月21日から8月26日の37日間、平日は午後、土曜日、日曜日、祝日につきましては終日ということで一般開放しました。

この夏休み期間中の一般開放だけでなく、6月19日から8月31日の間、佐野中学校と第二小学校が学校水泳の授業で使われた他にも、平日の午前中が専用使用、団体利用ということで、こども園や障害児を守る会などの団体が使用されました。

佐野中学校プールは、他が25m、20mプールのところ、50mプールという他にはないもので、25mプール2コースと幼児用プールも併設しております。50mプールの方は水深が一番深い所で145cmとなっております。本市の場合、安全面を考えて、市営プールにつきましては、一番深い水深からプラス20cmの身長がないと、子どもさんだけでは入っていただけないという身長制限を設けています。その関係もございまして、なかなか50mプールの方に小学生で遊びに行くというのは難しく、皆さん、25mプールの方をご利用になられていました。

ただ、この水深が深いということと、50mということは、やはり、魅力的でございまして、近隣も含めまして、水泳を本格的にされている中学生などから、使用したいという問合せが何件も入っていると指定管理者から聞いております。コース貸しとかも可能となっておりますので、今後、佐野

中プールの利用を促進するという目的から、水泳を本格的にされているような水泳部などの団体が合宿などで活用するなど、どんどん利用していただきたいと考えております。

私からの説明は以上でございます。

檜葉教育総務課長

それでは、ただいまの説明につきまして、ご意見、ご質問等ございましたらお願いいたします。

千代松市長

中学校プールは、一般開放時に、その中学校、他の中学校でもいいと思いますが、クラブ活動で使用する団体があったら、無料にしたらどうでしょうか。クラブ活動で、暑い中走ってばかりだと筋肉にも悪いだろうし、クールダウンにもなるでしょう。水泳をトレーニングに取り入れるのも良いと思います。

利用料がかかったら、なかなかクラブ活動で使うのは難しいと思います。もともと授業時間の使用は無料ですからね。

また考えてみてください。

和田学校教育課学校指導担当参事

どうもありがとうございます。

ほんとに暑期中、今、熱中症対策もありまして、練習のメニュー等を組むのがなかなか難しい状況ですので、水泳という選択肢もいれて頂けるといことになると、大変有難いです。

中村委員

行く行くは、佐野中で水泳部ができるということも可能ですよね。

木ノ元学校教育課長

ぜひ、期待されるところです。

中村委員

佐野高校に水泳部があり、今年の大阪大会が佐野高校で開催されるなど、色々な所から試合の遠征で来られたりするのですが、佐野高校もかなり老朽化していますし、練習場所を確保するのにも苦労されているという話を聞きました。佐野中プールを使用できるよう対応していただければ、喜ぶと思いますので、よろしくお願いします。

赤坂委員

30年度の一般開放の利用人数の当初の見込みを何人で立てられていたのか、予測されていた人数があれば、教えていただきたいのと、これからになりますが、次年度の利用の人数の予測というか、これだけ来て欲しいなという数字があれば教えて欲しいのですが。

山路スポーツ推進課長

先ず、今年度、30年度の見込みということですが、佐野中学校プールにつきましては、幼児用プールがあるのですが、50mプールが深いということから、前年度、新池プールが、25mプールと幼児用プールにすべり台がついていたということがありまして、利用人数が一番多かったのですが、その大体半分ぐらいと思っておりました。具体的には、新池中学校プールの昨年的一般開放の人数が3,791人でしたので、その半分の1,800人ぐらいと見込んでおりました。しかし、水泳を本格的にされているような団体などが使っていただけたのかなと思っていたところが、実際は学校水泳等のみになってしまい、実際は1,722人でしたので、やや下回ったということになります。

来年度の見込みですけれど、今年につきましては、暑い日があまりにも続いていたということで、利用人数が伸びなかったのではないかと考えておりますので、今年度の数字よりは、もう少し増えるのではと見込んでおります。

赤坂委員

初めに、利用人数の予定というか、達成目標の数字がなかったら、利用人数が多かったのか少なかったのかという目安がなく、今年はこれで良かったのかどうかということが分からないと思います。

お店に例えるのは申し訳ないかも知れませんが、コンビニが、来年、近くに別のコンビニができるから、売り上げを取られる分を予測して、それでも、来年これだけの売り上げを達成したいという目標があると思います。2軒増えたら、2軒分の減収を見込みながら、うちはこれだけの客を取り込んで、これだけの売上げを確保しようという達成目標があると思います。

ですから、プールの場合も、利用人数の予測に基づいて、市長がおっしゃるように、色々な運動クラブにアプローチして行って、有料、無料問わず、利用客を増やし、利用度を高めていこうという、そういう営業と言ったら何なのですが、そういう意欲をもちながら、来年度の目標を立てていかないといけないと思います。今年のこの数字が一応平均点で、来年もこれだけでいいかでは、少し具合が悪いと思います。やはり、きっちりと、そういう目標を立てて運営して欲しいと思いますので、よろしくお願いします。

檜葉教育総務課長

他、ございませんでしょうか。

北浦委員

資料にプールが出来たところやこれから予定されている小学校、中学校の記載がありますが、これ以外のプールのない学校で、これから先にプールを作る予定がありましたら、聞かせていただけませんか。

福島施設担当理事

31年度で、校庭内と言いますか、敷地の広い学校では、プールは大体完成してまいります。それ以外の学校では、例えば末広小学校や第三中学校は校庭の方に余裕がありますので、計画の方は進

めていきたいと考えております。ただ、第一小学校であるとか上之郷小学校であるとか、校庭が狭い所もあり、周辺地域で適した用地を探すということになってきますので、いつ出来るかというのは今のところ、はっきりと言えませんが、その辺のところも考えながら進めてはいきたいと考えております。

檜葉教育総務課長

他、よろしいでしょうか。

山下委員

小学校にプールを作った元々の趣旨は何ですか。何の為に作ったかということがあると思うのですが、それは何なのでしょう。

和田学校教育課学校指導担当参事

積年というか、今までプールが無かったということで、泉佐野の子どもたちの泳力がなかなか高まっていかなかった状況があるということと、なぜ水泳するのかと言いますと、やはり命を守るというか、自分を守るために水泳を行っておりますので、そういうところにプール建設の目的があるということです。

山下委員

それでしたら、その趣旨に合っていたら良いのではないですか。必要だから作ったのであったら、別に人数を気にして、無理やり数字を合せなくても。プールを作って、利用人数が少なかったら格好悪いから、後付で人数を増やさないと、というのは少しおかしいと思います。何のために作るのかということを作る前に考えてくれているのですから、そちらの方を大切にしないではいけないと思います。

これからも、多分、学校プールを作っていくでしょうから、それも良く考えてやっていかないといけないと思います。ただの数字合わせであつたら、それは最初の趣旨と目的が全然合っていないと思います。無理やりこじつけてするのは良くないと思います。

上野市長公室長

和田参事の方がご説明させていただいたのは、学校側として、児童生徒の泳力の向上なり、体力の向上なりということで、そういう趣旨の説明があつたと思うのですが、一般開放するにあたっては、周辺地域、それから今まだプール設置されてない小中学校の児童生徒さんにも出来るだけ利用していただきたいというのが、市の立場でございます。

一般開放の部分で言いますと、利用人数は少ないより多い方がいいに決まっていると言いますか、多くの市民の方に利用していただいているというところで、やはり必要なかなと考えていますので、和田参事が説明した内容と人数の部分とは、少し切り離して考えていただけたらと思います。

山下委員

少し考え方が違うように思います。

檜葉教育総務課長

他、ございませんでしょうか。

赤坂委員

山下委員は、教育目的のプール建設ですけれども、学校の数だけプールが必要であるかというところを、本当は聞きたかったのではないかと思います。

私は、一般開放については、利用人数を高める努力をしていただかないといけないと思います。数値目標も無しに、「今年度はこれだけ利用していただきました。」では駄目ですよということを言いたかっただけです。

上野市長公室長

補足というか追加になりますけれども、冒頭で説明があったと思いますが、小中学校が避難所になっているというところで言いますと、プールの水を飲料水に利用できるような濾過装置を全てのプールに設置して参りますので、万一災害が起こった時には、一定期間、断水が生じても、プールの水を利用できるというのもございます。

又、いろんな防災の面で言いますと、プールがあって、水があるというのも重要なことだというふうに考えております。そういった防災面からも、全ての小中学校にプールを設置していこうと取り組んでいるところでございます。

畑谷委員

今、上野公室長がおっしゃった防災面の件ですけれども、冬の間もプールに水を張っているのでしょうか。

福島施設担当理事

基本的に、今設置させていただいているプールは、消防の消防水利ということで利用することになっておりますので、一年中水を張っているという状態にはなっております。

畑谷委員

水は、たまに抜いて入れ替えるのでしょうか。

福島施設担当理事

授業の始まりには、水を抜いて清掃し、水を入れ替えるということになります。

畑谷委員

夏が終わって次の夏が始まるまでは抜くこともなく、そのままの水ということですね。

福島施設担当理事

はい、そういうことです。

中村委員

一般開放は8月で終わってしまうのですよね。時期的に9月は未だ暑いので、9月も入ってみたいという方がおられたら、「それでしたら末広体育館に行ってください。」ということになるのでしょうか。

谷口スポーツ推進担当理事

プールに関しましては、市営プール条例で開放の日程が今のところ決定しておりまして、8月の31日までとなっております。佐野中学校プールですとか今後整備される学校プールにつきましては、学校施設の一部を一般開放しているということですので、一般開放自体は、夏休みに学校が使わない期間しか開放できないということになります。

今年、佐野中が6月から開けたように、例えば、先程市長がおっしゃったように、クラブ活動で暑いから、9月中頃の暑い時まで開けておこうということで、学校がろ過装置を回して使っていただくのは全然大丈夫というふうに思っております。

千代松市長

多分、皆さん、図書館やプールといった施設で採算取ろうとは考えていないと思います。お金のことを考えたら、開けないのが一番であることは間違いのないことだと思います。しかし、それでも開ける限りは、多くの方に使ってもらいたいという思いがあります。

今、佐野中プールしか出来ていないのですが、来年から、新池、二小、佐野台、中央、日根野も完成する予定です。

そうなったら、クラブ活動だけではなく、その生徒児童は学校プールを無料にするのは、どうでしょうか。親御さんとか大人は入場料を頂いたらいいと思いますが、子どもたちはラジオ体操の判子を押してもらったカードのようなものを作るとか、生徒手帳を見せたらとか、分かるようにすれば良いと思います。

私なら、そうなったら、毎日行くと思いますよ。

山下委員

料金はいくらですか。

山路スポーツ推進課長

中学生以下は100円です。

千代松市長

あまり使ってもらえず、その理由をどうこう議論するより、使ってもらえることを考えた方が良いでしょう。

檜葉教育総務課長

他、よろしいでしょうか。

それでは、続きまして、次第にはございませんが、前回の会議でお話しがございました国歌「君が代」の斉唱回数につきまして、上野市長公室長より説明をお願いいたします。

上野市長公室長

それでは、儀式等での国歌「君が代」の斉唱の回数について、調べられた範囲ということになりますけれども、ご説明をさせていただきます。

お配りしております、資料7「国歌『君が代』の斉唱回数について」をご覧ください。

まず、君が代の歴史的経緯を記載しております。国歌は近代西洋において生まれ、日本が開国した幕末地点において、外交儀礼上欠かせないものとなっており、当時、国歌がなかった日本で選ばれたのが古歌、古い歌ですね、の君が代とされております。

当初の君が代の作曲者はイギリス人とされておまして、明治3年に初めて公に演奏されましたけれども、日本人の感性に合わず、新たに作り直されて、現在の楽曲となり、明治13年11月3日の天長節に宮城内で初演されたそうでございます。

その後、明治26年には、文部省告示として、小学校で祝祭日の儀式を行う際の歌として、君が代他、8曲が制定されました。また、その解説において、「国歌 君が代」と記述されており、国歌として認知されていたことが確認できます。

それから、君が代は、事実上、国歌とされてきましたけれども、法的に根拠を持たないということで、ご承知のように、平成11年に「国旗及び国歌に関する法律」いわゆる国旗国歌法が成立し、法的にも国歌とされたところでございます。

そこで、斉唱回数について、内閣府の担当に問い合わせをしたところ、法律では歌詞と楽曲を定めただけで、回数の規定はなく、規則・要綱・内規等ありません。それから、イントロを含めた2回、歌詞は1回の議論は内部でもありましたが、繰り返しの2回斉唱の問合せ等はこれまでないとのことであり、要するに、現在、国の方では回数については分からないということでございます。

2ページをご覧ください。

君が代の斉唱回数に関する資料としまして、引用となりますけれども、昭和初期に発刊されました「君が代と万歳」という文献によりますと、「『君が代』を吹奏し、合唱する回数はどうであるかと申しますと、1回と2回と3回、それから連続との4つがある。一般の儀式、音楽会等においては1回奏するのが普通であります。学校の儀式の際には2回歌う事に定められています。2回歌うという理由はよくわかりませんが『君が代』は歌詞が短いので約50秒位しかかかりません。式場に於ける一般の気分を落ち着かせるには、1回では少し時間が短過ぎるので2回、約1分40秒位が適当であろうといわれております。観兵式の際、天皇陛下が団体の最右翼に到らせられた時に、軍楽隊は『君が代』を3回奏することになって居ります。」、ここまでが引用となりますけれども、要するに、吹奏する場合は何度か繰り返すこともあり、学校では2回繰り返す事があったということのようでございます。

3ページをご覧ください。

こういった中、昭和15年、皇紀2600年の祝賀式典に際して、時の近衛内閣は政府見解として、君が代斉唱のあり方について、「いやしくも国歌の奉奏、奉唱形式が区々であることは遺憾」として、1回限りの奉唱という決定をしたとのことでございます。

1回説、2回説、それぞれの主張でございますけれども、1回説では、君が代が国歌とされた起源は、軍楽隊が儀礼として演奏する必要があったことで、陸海軍の公式では1回が基本であること、国歌は厳粛なものであり、2回も繰り返すべきでないと主張され、2回説では、文部省での公式では2回と明示されている。正確に資料を調べられたものではないのですが、明治44年の文部省の「師範学校中学校作法享受要綱」というものがありまして、そこでは、君が代が二唱とされているとのことでございます。そういったことから、学校式典では、2回が定着しているといったことや、元々のルーツが和歌であり、和歌の朗詠では2回が正式であるといった主張がされていたとのことでございます。

最後に、君が代を二回斉唱していることがネットなどに載っているものとしましては、宮城県神社庁公式サイトに「基本的に『君が代』は和歌の形式を踏まえて二回斉唱します」とあります。また、学習院の初等科の科長ブログでは、「初等科の卒業式は、いつものように『開式』の辞から始まります。つづいて『君が代二唱』『学習院院歌』と続きます。」とあり、2回斉唱しているところが現にあります。他にもあるのではないかと思いますけれども、私が調べた範囲では以上となっております。

以上、「君が代」の斉唱回数に関する報告とさせていただきます。

桎葉教育総務課長

ただいまの説明につきまして、何かございませんか。

山下委員

私も、前回の会議で市長がおっしゃられて、あれから色々と調べてみたのですが、多分、元々2回であったのでしょうけれど、軍隊が強くて、当時の文部省に言って、無理やり1回にさせたような経緯があったのではないかと推測されます。

元々、文部省側としては、2回を推していたのでしょう。ただ当時の軍国主義者の中、「1回にせよ」と言われたら、仕方ないとなって、1回になったのではないかなと私は思うのですが。

赤坂委員

学習院の卒業式などの儀式で2回奏するとおっしゃられましたが、これは生演奏で行うのでしょうか、それとも2回斉唱する際の伴奏を録音したものがあるのでしょうか。

上野市長公室長

学習院の伴奏がどういう形でされているのかは、申し訳ございませんが、直接確認が出来ておりません。You Tubeを見ますと、2回演奏している動画がありまして、特に生演奏で無く、既に録音されたものがあるかと思えます。

千代松市長

軍が2回から1回にしたのだから、本来2回であったものを戻したらいいだけで、2回歌う方が良いのではないのでしょうか。今日言って今日と言うものではないですが。

北浦委員

私も、それこそ目にするまで、考えた事が無く、国歌は1回歌うものだと思ってきました。今、1回が普通のように歌っているわけですが、これを2回にするということであれば、何故ということが大事だと思います。市長が言われた、最初は2回だったけれども、軍に言われて1回になったから戻すというのも理由の一つですが、それ以上の理由付けが必要になってくるのではないかと思います。

例えば、和田信二郎さんという方が書いておられる、1回より2回の方が、そのぐらいの時間をかけた方が気分も落ち着くのではないかというのは、私にしたら、別に1回で不自然さはないように感じながら、これまでの式の時に聴いていたのですけれども。

千代松市長

きっちりと君が代が制定されてからの経緯を説明したうえで、陸軍や海軍による強制で2回が1回になったのを2回に戻すのですよと言えば、君が代をあまりよく思っていないような方々にも理解いただけるのではないかと思います。

心情的なものでは、前回、私の方からお話させていただきましたけれど、1回目は日本国の平和、2回目は世界平和を祈りながら歌うというような記述もみられますので、国際都市宣言している泉佐野市は、世界平和を願いながら、2回歌いますでもいいのではないかと思います。

赤坂委員

和歌詠みの時は2回ということで、皇居の歌会始でも必ず2回歌っています。君が代についても、和歌詠みの旋律でしたら、誰でもそうだなあと理解出来るのではないかと思います。

外国人の作曲家がメロディをつけて歌った時に、日本の感性に合わなかったから、別の日本人の作曲家に依頼して歌をつけたということです。その次元で言ったら、1回でも、2回でも、3回でも、4回でもいいのではないかと思います。

1回だったら短時間で、集中度が2回よりいいから1回にしようとか、1回だったら短すぎる、国歌としては曲の時間が短い部類に入ると聞いていますので、2回の方が、会場全体が落ち着くというのでしたら、2回で良いのではないのでしょうか。

今、歌詞の意味の取り方が色々言われていますけれども、例えば、君が代の君についても、時代と共に色んな捉え方があると思います。先ず、それを統一して、子どもたちなり、国民なりが、統一した理解の基に、君が代を歌うというのが先決であって、1回か2回か3回かという議論はその後だと思います。

歌詞を正しく理解していくということですが、「長く平和にいきましょう。この国を繁栄していきましょう。」というのが、私は君が代の歌詞の意味だと思っています。他の国では、「あの敵をやっつけて」とか、そういった歌詞の国歌がたくさんあります。それらに比べたら、誇りを持つこと

ができるのではと思います。

先ずは、歌詞の理解を広めることの方が大事ではないでしょうか、それも見解を統一したうえで、歌詞への理解が統一されていないのに、1回歌っても2回歌っても一緒だと思います。

千代松市長

教育委員会では、児童・生徒に、そういう国歌の意味についての教育をされているのでしょうか。

和田学校教育課学校指導担当参事

各学校で、学習指導要領に則り行なっております。

赤坂委員

それと、いろんな行事の中で、国歌「君が代」を斉唱する際に、やっぱり、国を敬うとか、歌詞のとおり、平和に長く繁栄しましょうねという気持ちをもって、生徒児童が歌っているのか、サガサしないとか、そういう指導をしているのでしょうか、そういう指導の方が先だと思います。

本当に、各学校がそういう意識の基に、君が代を流しているのかどうか、ただ国歌だから、この国で定められた国歌だから、政府が国歌「君が代」を流しなさいというから、だから、この式次第の中に単に入れているという、そういう意識だけでは駄目だと思います。その辺の意識を高めてほしいなど、そっちの方が先かなと思います。

千代松市長

先ほど、指導はしっかりと行なっているという話をしましたから、きっちりと指導しているという上で、1回か2回かという議論をさせていただいているのではないのでしょうか。

赤坂委員

指導はされているけれども、それで、そういう成果があがってきているのでしょうか。きっちりと指導していますということを、事務局が言えるのですかということです。

千代松市長

今の国歌斉唱の時は、ざわついてもないし、皆起立しています。私はそれなりに歌っているなとは思っています。

和田学校教育課学校指導担当参事

各校でも、もちろん指導させていただいているというのは、先程述べたとおりでして、その効果はと言われると、効果の測り方が難しく、こちらも測りかねているところがあります。

先程、市長もおっしゃられていたように、それぞれの儀式等で国歌を歌っている時の態度が非常に悪いとか、そういうことは私も感じておりませんし、そのような報告も受けてないというところでございます。

溝口教育部長

先程、市長もおっしゃったように、今この場でというようなことではない問題かなと思っており
ます。市長がおっしゃられたこと、各委員さんがおっしゃられたことを受け止めて、教育委員会
の中でも議論を深めるべき問題かなと思っています。

この件については、どういう場になるか分かりませんが、少しお時間をいただいて、引き続
き議論を深めていきたいと思います。それと、その中で、学校現場の儀式での「君が代」の斉唱の
あり方について、こうしていくべき、こうしていきたいというようなことを確立した方がいいのか
なという思いが私にはありますので、出来ればそういう方向で進めさせていただければと思ってい
ります。よろしくお願い致します。

山下委員

もし、2回にということになったら、やっぱり、学校現場の反対とかあるのでしょうか。しかし、
元々2回であったのが、軍国主義で1回になった訳ですから、2回に戻すのに反対があるのかなと思
います。反対が予想されるのでしょうか。

中村委員

テープなり、CDなりで流されている音楽は、イントロを含めての編集、編曲になっているので
しょうか。間奏が少しでもあるのでしょうか。2回目も最初のイントロがあって歌詞が始まると思っ
ているのですが。

山下委員

何かで見ましたが、ただ単に2回リピートするだけです。「君が代」から「こけのむすまで」を
純粹に2回です。

中村委員

その音楽は、また作り直すってことになるのですか。元々2回用の音楽になっているものが
あるのですか。

溝口教育部長

先程、公室長がおっしゃったように、You Tubeでも2回斉唱されているところが現実にあるとい
うことなので、どういう形でされているのか、実際私も見たことがないので、そういうところの情
報を集めたいと思います。また、資料では、2009年がどうであったかということしか書かれていま
せんので、現在はどうかされているのかということも含めて、再度調査する必要があるのかなと思
います。

山下委員

反対は予想されますかということはどうですか。

溝口教育部長

はい。こればかりは、まだ、2回、1回という議論を一切したことがございませんので、仮に現場にこういう話で行った場合に、どういう反応があるかというのは想定できないのですが、あるかないかと聞かれれば、どなたかおっしゃったように、「どういう理由なのか、何故なのか。」というような声は当然あるのかなと思います。ですから、それをきっちりと説明出来るような形で進めないと具合が悪いのかなというふうには思っております。

山下委員

こちらは何故そうしないといけないのか、相手も何故反対なのかという理由がいるでしょうし、両方の意見をうまいこと噛みあわせて、これからの方向を決めていかないといけないということですね。

千代松市長

昨日、ブラジルのマリリア市と調印を結んだのですが、ブラジルの国歌は非常に長かったので、別に君が代を2回歌っても、そんなに長いと感じないと思います。

それと、よくあることですが、前奏から入らないで、いきなり「君が代」から始まり、前奏が来るかと思っていて、歌い遅れる時がありますが、学校では、きっちりと前奏の部分を流してから歌い出しているのですか。

古谷学校教育課人権教育担当参事

実際、学校現場では、卒業式・入学式の際に、前奏4小節流してから歌い出すというような形で進めさせていただいています。

赤坂委員

資料7の初めのページの下にあるように、イントロを含めた2回というカウントの仕方も議論の中であったということです。イントロを含めた2回なのか、含めないで2回なのか、それをきっちりと示していないといけないと思います。ただの2回でしたら、イントロを含めた2回で、歌詞は1回詠みだなという解釈もできるので、これから議論していく中で、きっちりと初めに、イントロは別勘定だとか、そういう文言を入れながら進めないと、ややこしくなると思います。その辺、資料の出し方等で、少し気をつけていただきたいと思います。

中村委員

たしか、私の記憶では、小学校の音楽の教科書を選定する時に、さざれ石の写真があって歌詞が載っているページがあり、説明文も簡単ではあったのですが書いていました。

子どもたちは授業でも歌っていますし、さざれ石も目にしていると思います。

檜葉教育総務課長

その他よろしいでしょうか。

無いようですので、本件については、引き続きということで、よろしくお願い致します。

その他につきましては、事務局より以上でございます。皆様から何か他ございませんでしょうか。
よろしいでしょうか。

無いようですので、これをもちまして、第2回総合教育会議を終了させていただきます。
長時間に渡り、どうもありがとうございました。

(午後3時30分閉会)